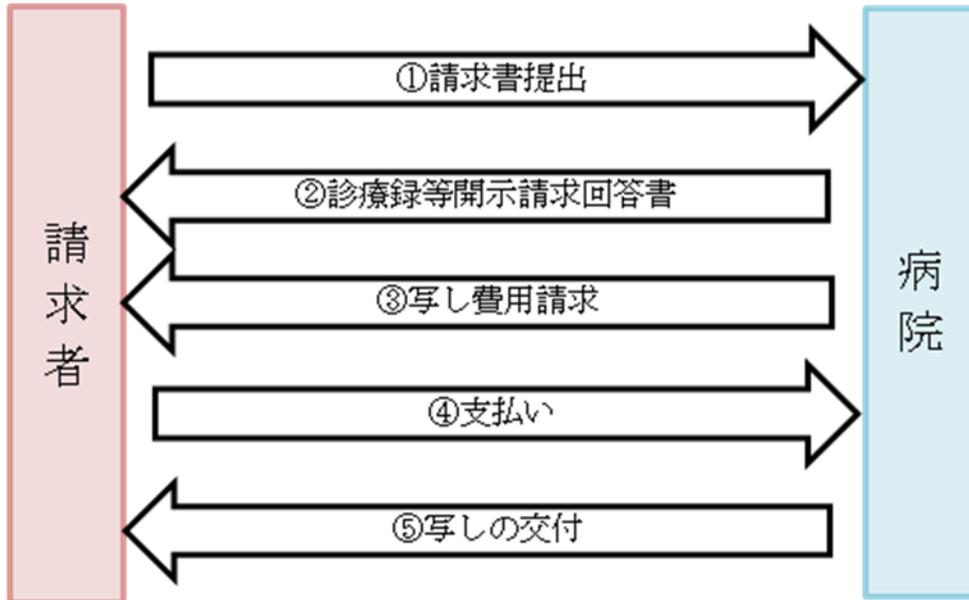


診療録の開示（カルテ開示）の請求について

開示を希望される際は、様式第1号「診療録等開示請求書」へ御記入いただき、必要書類を添えて下記担当まで提出をお願いいたします。

〈カルテ開示の流れ〉



原則として、申請書を受理した日から起算して15日以内に開示の可否の決定を行います。診療録等の写しを希望された場合、請求人に送付されるまでに、約2か月から3か月ほどかかります。ただし、写しの枚数が多い場合には3か月以上かかることもありますので、ご了承ください。

〈提出いただく書類〉

開示請求できる方	請求に必要な書類	
患者本人（満15歳以上）	診療録等開示請求書 （様式1）	身分証の写し
患者本人（15才未満）の親権者		身分証の写し 親権者の同意書 本人との間柄を証する書類
成年被後見人の法定代理人		患者本人の身分証の写し 法定代理人の身分証の写し 本人との間柄を証する書類
未成年者の法定代理人（ただし、患者が満15歳以上の場合は、判断能力が欠如していると判断される場合を除き、患者本人の同意が必要）		患者本人の身分証の写し 本人の同意書 法定代理人の身分証の写し 本人との間柄を証する書類
診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人（任意後見契約に関する法律に基づき後見人になった者）（代理権の有無は、「登記事項証明書」によって確認）		患者本人の身分証の写し 登記事項証明書 任意後見人の身分証の写し

患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者(代理権の有無は委任状をもって確認)	診療録等開示請求書 (様式1)	患者本人の身分証の写し 委任状 親族等の身分証の写し 本人との間柄を証する書類
患者本人が成人で判断能力が欠如していると判断される場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずると認められる者		本人身分証の写し 親族等の身分証の写し 本人との間柄を証する書類
ご遺族の場合 患者本人の2親等以内の親族及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む)		親族等の身分証の写し 本人との間柄を証する書類

※本人との間柄を証する書類につきましては原本をお送りいただきますようお願いいたします。

〈 開示請求の費用について 〉

カルテ写し(コピー)は、A4用紙1枚あたり単色11円、多色22円かかります。

またX線、CT、MRI等の画像はCD-Rにコピーし、1枚1,100円かかります。

〈 閲覧請求について 〉

診療録等の閲覧を希望された場合、閲覧の日時、場所を調整する必要がありますので、請求後にこちらから日程調整の連絡をさせていただきます。

〈 担当 〉

静岡県立こども病院 診療情報管理室 カルテ開示担当
〒420-8660 静岡市葵区漆山860番地
TEL 054-247-6251 (代表)